

「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」の制定について

1 趣旨

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、市及び住民自治協議会が協働して住民の福祉を増進することに関し必要な事項を定める。

2 規定している内容

①住民自治協議会の認定

市が推進する都市内分権の本旨に基づく協働の相手方として認定する方法とする。認定要件は要綱で別に定める。

②市と住民自治協議会との協働関係

市及び認定された住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働関係にあることについて定める。

③市と住民自治協議会との協定の締結

協働して行う業務に関する事項を定めた協定を締結する。協定に必要な事項は要綱で別に定める。

④市と住民自治協議会との相互の支援

市は協定に基づき認定された住民自治協議会が行う取組に対し、必要な支援を行うこと。また、住民自治協議会は市が実施する住民の福祉の増進に関する施策に協力し、支援を行うことに関し定める。

3 条例の施行

条例(案)を平成21年3月市議会定例会に上程し、議決を経て、3月30日に条例を公布し、4月1日より施行。